

自治労共済のご契約者の皆さまへ
大切なお知らせです。必ずお読みください

全労済との統合にともなう ご契約の移管について

自治労共済は、全労済との統合にともない、2013年6月1日をもって、団体生命共済、火災共済、自然災害共済、自動車共済の各共済事業のご契約を包括的に全労済に移管させていただきます。本リーフレットには、ご契約の移管の枠組み、移管先である全労済の財務状況等、ご契約者の皆さまにとって大切な情報を記載しております。必ずお読みください。

全日本自治体労働者共済生活協同組合

ご契約者の皆さまへ

謹啓 平素より自治労共済をご利用いただき、誠にありがとうございます。

自治労共済は、1966年の設立以来、地域公共サービスに携わる労働者の相互扶助と連帯強化の理念のもと、組合員とそこそご家族の皆さまの暮らしに必要な各種共済制度を充実させてまいりました。この間、全労済は一貫して事業上の重要なパートナーであり、団体生命共済、火災共済、自然災害共済の3つの事業について共同引受を行っております。また、2004年には、自治労の労組事業として実施されていた長期共済と親子共済を全労済に移管し、自治労共済はこの2つの事業を全労済からの受託事業として組合員の皆さまに提供しております。

さて、2007年7月30日、自治労共済は全労済より、「統合参加に向けた協議の申し入れ」を受けました。その後の組合員討議の結果、組合員の助け合いの輪を拡大し、長期にわたる組合員利益の確保と双方の経営基盤の強化による経営の健全性の確保を目的に、2011年5月31日、自治労共済は全労済と「全国統合参加に関する協定書」を締結し、2011年6月1日、統合が成立しました。この統合の成立により、全労済の中に、「全労済自治労共済本部」が新たに設立され、それまで自治労共済が取り扱ってきた各種共済事業の取り扱いを開始しました。また、2012年12月11日には、自治労共済第116回臨時総代会において、団体生命共済、火災共済、自然災害共済、自動車共済の各事業を全労済へ事業譲渡すること、およびこれら事業のご契約を全労済に包括的に移管することが議決されました。この議決に基づき、団体生命共済、火災共済、自然災害共済、自動車共済の各ご契約は、2013年6月1日をもって、全労済に移管されます。

ご契約の移管後も、ご契約者（組合員）の皆さまがご利用の各種共済制度は、引き続き全労済自治労共済本部を通じ、皆さまにご提供させていただきます。本リーフレットにはご契約の移管先である全労済の事業内容や財務状況など、大切な情報を記載しております。ぜひご一読くださるよう、お願い申し上げます。

謹白

2012年12月
全日本自治体労働者共済生活協同組合
理事長 徳永秀昭

I 自治労共済と全労済の統合について

1. 自治労共済とは▶▶▶

自治労共済は、正式名称を「全日本自治体労働者共済生活協同組合」といい、消費生活協同組合法（生協法）に基づき厚生労働省の認可を受けて設立された共済事業を行う生活協同組合（生協）です。1966年の設立以来、地域公共サービスに携わる労働者の相互扶助と連帯強化の理念のもと、「総合共済基本型」を基盤に、「団体生命共済」「自動車共済」「火災共済」「自然災害共済」「長期共済」「親子共済」など、組合員とそのご家族の皆さまの暮らしに必要な保障を提供してまいりました。

2. 全労済とは▶▶▶

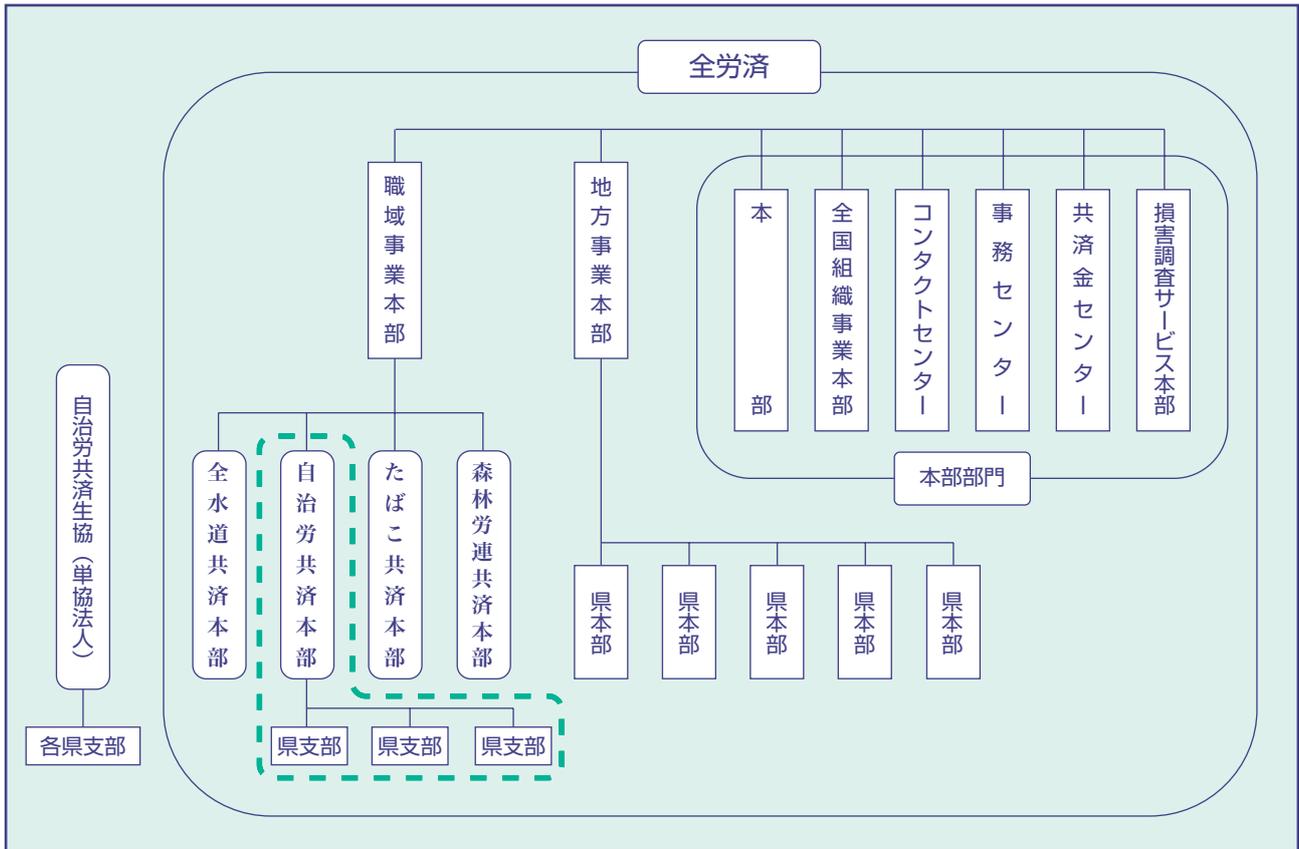
全労済は、正式名称を「全国労働者共済生活協同組合連合会」といい、生協法に基づき厚生労働省の認可を受けて設立された共済事業を行う生協です。複数の生協を会員とする連合会（2011年度末現在の会員数は58）としての一面を持つ一方で、単一事業体として、会員生協の共済事業や機関を一本化して運営しています。2007年に設立50年を迎えた全労済は、「みんなでたすけあい、豊かで安心できる社会づくり」を理念に、業務品質のさらなる向上、組合員ニーズにきめ細かく応えられる共済商品の開発・改定に取り組んでいます。

3. 自治労共済と全労済の統合について▶▶▶

自治労共済は2007年7月30日、全労済から、「統合参加に向けた協議の申し入れ」を受けました。その後の組合員討議の結果、組合員の助け合いの輪を拡大し、長期にわたる組合員利益の確保と双方の経営基盤の強化による経営の健全性の確保を目的に、2011年5月31日、自治労共済は全労済と「全国統合参加に関する協定書」を締結し、2011年6月1日、統合が成立しました。

この統合の成立により、全労済の支部として、「全労済自治労共済本部」が新たに設立され、それまで自治労共済が取り扱ってきた各種共済事業の取り扱いを開始しました。全労済自治労共済本部は、全労済のなかで職域事業本部に位置づけられます。

組織図イメージ



これまでの経過など

2007年	7月30日	全労済から「統合参加に向けた協議の申し入れ」を受ける
2008年	8月28日～29日	第80回自治労定期大会で統合協議の開始を決定
	12月1日	全労済と統合スキーム（案）を確認
2009年	8月25日～28日	第81回自治労定期大会で統合の時期等を決定
	9月18日	全労済と統合基本合意書を締結
2010年	5月27日～28日	第140回自治労中央委員会で経過等を報告
	8月26日～27日	第82回自治労定期大会で経過等を報告
2011年	1月27日～28日	第141回自治労中央委員会で統合についての討議案を提案
	5月26日～27日	第142回自治労中央委員会・第108回自治労共済臨時総代会で統合の最終確認
	5月31日	全労済と「全国統合参加に関する協定書」を締結
	6月1日	統合の成立／団体生命共済・火災共済の全労済への全額再共済を実施
	8月24日～26日	第83回自治労定期大会で経過等を報告
2012年	1月26日～27日	第143回自治労中央委員会で経過等を報告
	5月24日～25日	第144回自治労中央委員会で経過等を報告
	8月30日～31日	第84回自治労定期大会で経過等を報告
	12月11日	第116回自治労共済臨時総代会で団体生命共済等の契約移管を議決
2013年	6月1日	統合の完結／団体生命共済・火災共済・自然災害共済・自動車共済の契約移管

Ⅱ 全労済への契約移管について

1. 自治労共済総代会における議決▶▶▶

2012年12月11日、自治労共済第116回臨時総代会において、生協法第50条の2に基づき、団体生命共済、火災共済、自然災害共済、自動車共済の各事業を全労済へ事業譲渡すること、およびこれら事業の共済契約を全労済に包括的に移転すること（以下、「契約移管」といいます）が議決されました。この議決に基づき、2013年6月1日をもって、団体生命共済、火災共済、自然災害共済、自動車共済の各ご契約の引受先は、全労済になります。

2. 契約移管の枠組み【団体生命共済、火災共済、自然災害共済】▶▶▶

契約移管により、団体生命共済、火災共済、自然災害共済のご契約の引受団体と引受割合は次のようになります。

	契約移管前：2013年5月31日まで 自治労共済と全労済の共同引受	契約移管後：2013年6月1日以降 全労済の単独引受
団体生命共済		
うち死亡等の保障 (基本契約と傷害特約)	自治労共済50%：全労済50%	全労済100%
うち病気等の保障 (傷害特約を除く各特約)	自治労共済80%：全労済20%	全労済100%
火災共済	自治労共済50%：全労済50%	全労済100%
自然災害共済	自治労共済50%：全労済50%	全労済100%

契約移管前に自治労共済が次の事業規約により引き受けていたご契約は、全労済が次の事業規約により全額引き受けを行います。

	契約移管前：2013年5月31日まで 自治労共済の事業規約	契約移管後：2013年6月1日以降 全労済の事業規約
団体生命共済	団体定期生命共済事業規約	団体定期生命共済事業規約
火災共済	火災共済事業規約	風水害等給付金付火災共済事業規約
自然災害共済	自然災害共済事業規約	自然災害共済事業規約

この契約移管により、引受団体（剰余金の処分を議決する総代会の開催主体を含みます）と引受割合が変更となり、全労済がご契約の当事者となりますが、掛金や保障内容等、契約上の重要事項につきましては、ご契約者の皆さまに不利益となる変更はありません。

3. 契約移管の枠組み【自動車共済】▶▶▶

契約移管により、自動車共済のご契約の引受団体と引受割合は次のようになります。

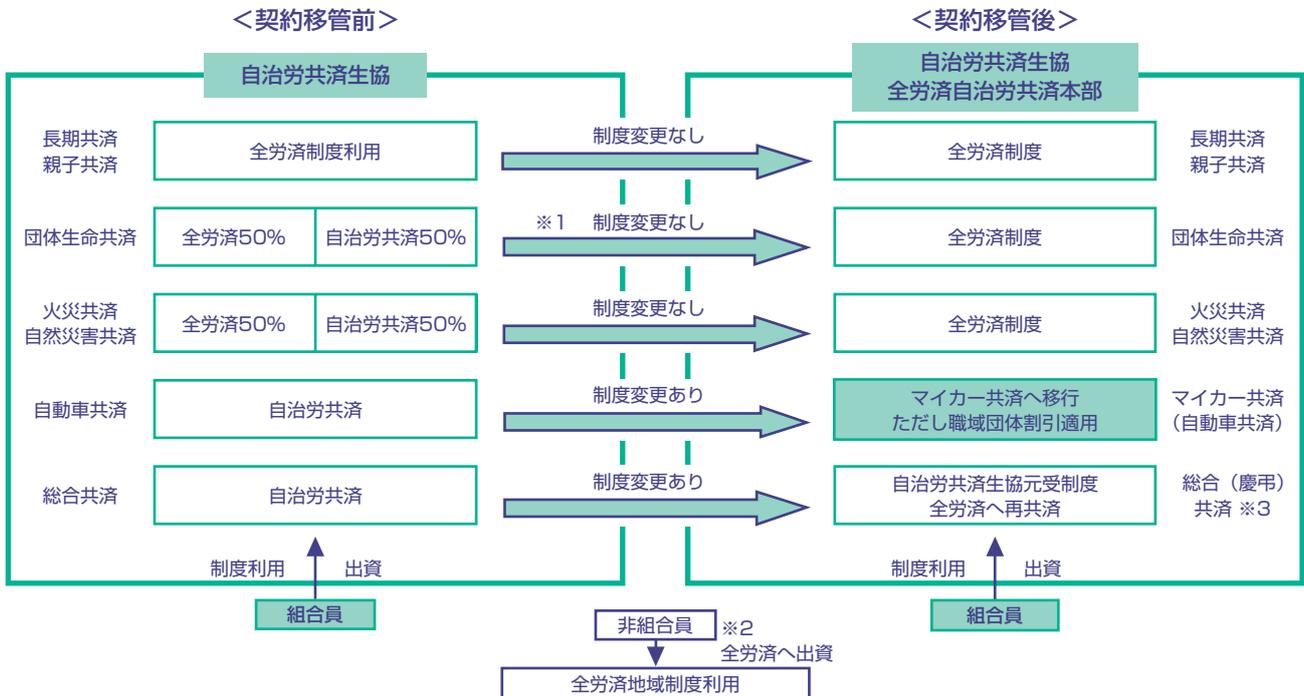
	契約移管前：2013年5月31日まで 自治労共済の単独引受	契約移管後：2013年6月1日以降 全労済の単独引受
自動車共済	自治労共済100%	全労済100%

契約移管前に自治労共済が次の事業規約により引き受けていたご契約は、全労済が次の事業規約により全額引き受けを行います。

	契約移管前：2013年5月31日まで 自治労共済の事業規約	契約移管後：2013年6月1日以降 全労済の事業規約
自動車共済	自動車共済事業規約	自動車総合補償共済事業規約

この契約移管により、引受団体（剰余金の処分を議決する総代会の開催主体を含みます）が変更となり、全労済がご契約の当事者となりますが、経過措置の適用される一部のご契約につきましては、経過措置期間中に限り、自治労共済の自動車共済事業規約によりご契約を引き受けます。なお、自治労共済の自動車共済と全労済の自動車総合補償共済（マイカー共済）は、補償の設計が異なるため、契約移管の前と後において、掛金と補償内容のいずれか、または両方が変更になることがあります。詳しくはご契約者の皆さまお一人お一人に資料をご送付の上、別途ご案内させていただきます。

契約移管前と契約移管後の共済制度のあり方



※1 基本契約と傷害特約の引受割合。傷害特約を除く各特約は自治労共済80%、全労済20%。

※2 全労済自治労共済本部制度をご利用することはできません。

※3 総合（慶弔）共済は契約移管の対象ではありません。2013年6月以降は自治労共済生協が全額引き受けを行い、全額を全労済に再共済します。

Ⅲ 全労済の事業概要および経営の概況

ここでは全労済のディスクロージャー資料から一部を抜粋し、事業概要と経営の概況についてご紹介しています。
より詳しくは、全労済ホームページ<http://www.zenrosai.coop/>等をご確認ください。

1. 全労済の主な共済事業▶▶▶

全労済は、「保障の生協」として、組合員の豊かで安心できる暮らしをめざして、生涯にわたる総合的な生活の保障をお手伝いするため、生命保障、損害保障分野から賠償の分野に至るまでの共済事業を実施しています。

(1) 医療保障

- ・こくみん共済
- ・新総合医療共済
(終身医療プラン・定期医療プラン)
- ・いきいき応援

(2) 遺族保障

- ・こくみん共済
- ・新せいめい共済
(終身生命プラン・定期生命プラン)
- ・団体生命共済

(3) 障がい・介護保障

- ・こくみん共済
- ・新総合医療共済
(終身介護プラン・定期介護プラン)

(4) 住まいの保障

- ・火災共済
- ・自然災害共済

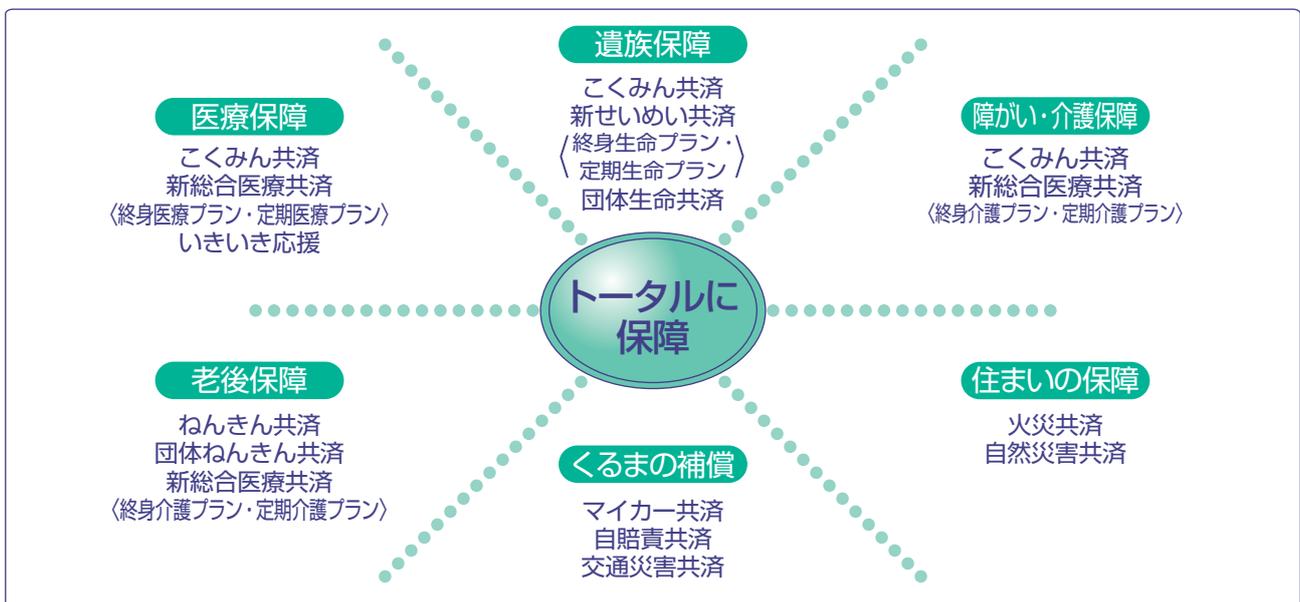
(5) くるまの補償

- ・マイカー共済
- ・自賠責共済
- ・交通災害共済

(6) 老後保障

- ・ねんきん共済
- ・団体ねんきん共済
- ・新総合医療共済
(終身介護プラン・定期介護プラン)

全労済の6つの保障領域



2. 全労済の契約件数と契約高の推移・2011年度の共済種目別加入状況 ▶▶

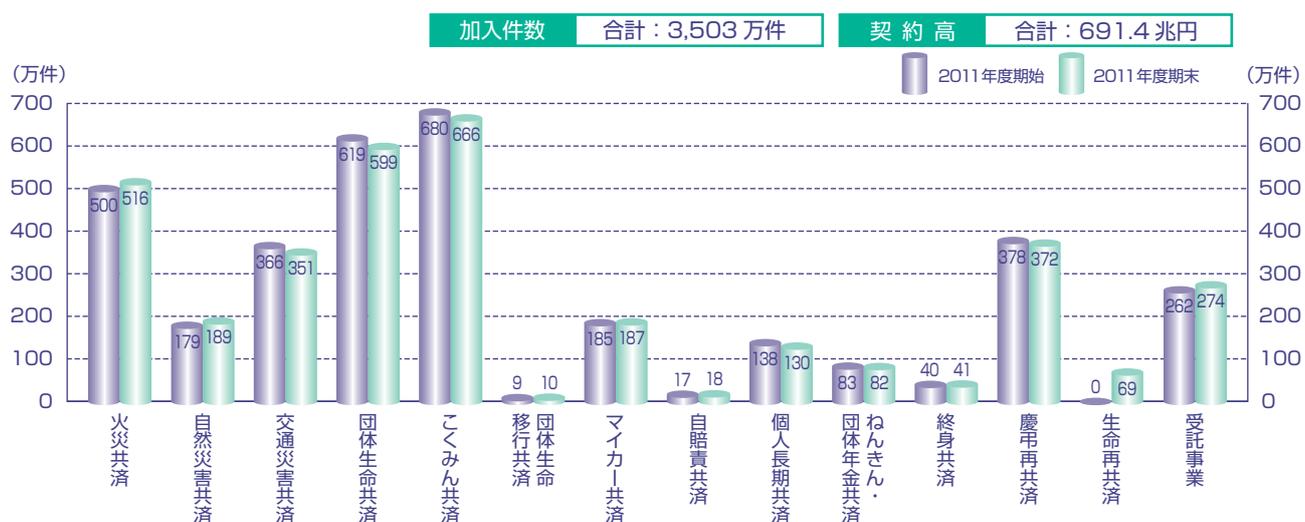
直近5事業年度の契約件数と契約高の推移

契約件数	事業年度	契約高
3,503万件	2011年度	691.4兆円
3,454万件	2010年度	676.7兆円
3,504万件	2009年度	672.9兆円
3,582万件	2008年度	669.6兆円
3,603万件	2007年度	665.9兆円

共済契約の状況

2011年度の契約件数は、前年度より48.2万件（1.4%）増加し3,503万件、契約口数は1億9,830万口（5.2%）増加の40.4億口となりました。契約高は14.7兆円（2.2%）増加して691.4兆円となりました。「住まいと暮らしの防災・保障点検運動」の全国展開の成果等により、各指標とも増加しています。契約件数が増加した共済は、自然災害共済（9.8万件増）、マイカー共済（2.2万件増）、終身共済（0.6万件増）等です。一方、契約件数が減少した共済は、団体生命共済（19.5万件減）、交通災害共済（15.4万件減）等となっています。

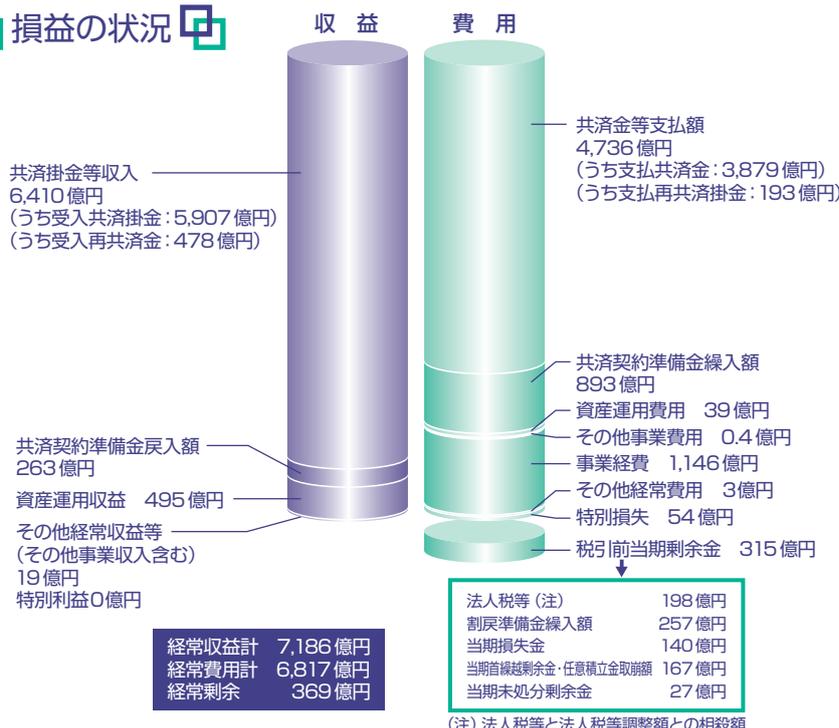
加入件数の状況



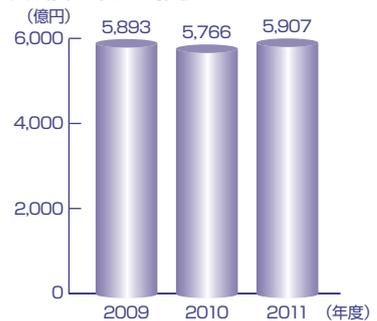
3. 2011年度の損益状況・資産と負債の状況 ▶▶▶

前年度に引き続き東日本大震災で被災した組合員への共済金の支払いを行ったほか、多発した自然災害により被災した組合員への支払いを行いました。また、将来にわたり組合員に確実に保障を提供するために実施している財務基盤強化基本計画の一環として、責任準備金の積み立てを継続的に実施しました。この結果、経常剰余は369億円となりました。一方で税制改正の影響を受け、繰延税金資産の計上額を見直したことから、当期剰余金は140億円の欠損となりました。こうした状況に任意積立金の一部を取り崩すことで対応し、当期末処分剰余金は27億円となりました。

損益の状況



●共済掛金収入の推移



●共済金支払いの推移



資産と負債の状況

総資産は前年度より695億円 (2.3%) 増加し、3兆1,164億円となりました。総資産のうち、有価証券等の運用資産は2兆8,388億円となりました。負債の合計は前年度より734億円 (2.6%) 増加し、2兆8,943億円となりました。このうち共済契約準備金は前年度より887億円 (3.3%) 増加し2兆7,641億円となりました。価格変動準備金は20億円積み増して219億円となりました。純資産については、税制改正にともなう繰延税金資産の再計算の影響を受けて任意積立金の一部を取り崩して対応した結果、39億円 (1.7%) 減少し、2,221億円になりました。



4. 2011年度の資産運用・剰余金処分・経営の健全性指標 ▶▶

資産運用概況

資産運用は運用方針に基づき、長期間安定的に収益を得られる公社債を中心に運用を行いました。また、ALM（資産と負債の総合管理）の観点から公社債の長期化を進めました。運用資産は701億円増加して2兆8,388億円となりました。主な内訳は、国債などの公社債が80.2%、外国証券6.8%、現預金6.0%などです。なお、長期貸付金は契約者貸付金等で、一般企業向けの貸付は生協法で認められていません。

資産運用純益は前年度比で21億円（4.8%）増加の456億円、運用利回りは1.62%となりました。

運用資産の状況



資産運用成果の推移

(単位：億円、%)

摘要	2010年度	2011年度
資産運用純益	435	456
運用利回り	1.56	1.62

(1) 任意積立金の主な積立目的は次の通りです。

- ① 事務能率積立金は、情報システム開発などの事務効率の改善向上などに充てる目的として積み立てます。
- ② 災害救援活動・災害支援復興基金は、大規模災害時における支援活動、審査業務などの活動に充てる目的で積み立てます。

剰余金処分の内容

(単位：千円)

I. 当期末処分剰余金	2,702,666
II. 剰余金処分数額	1,900,000
1. 法定準備金	300,000
2. 任意積立金	1,600,000
(1) 事務能率積立金	1,100,000
(2) 災害救援活動・災害支援復興基金	500,000
III. 次期繰越剰余金	802,666

(2) 次期繰越剰余金には、生協法第51条の4第4項の教育事業等繰越金140,000千円が含まれています。

経営の健全性を示す指標

(単位：億円、%)

修正自己資本5,062億円、
修正自己資本比率16.2%

支払保証資力は右表のとおりです。任意積立金の取り崩しを実施したことの影響を受け、修正自己資本は90億円の増加にとどまり、5,062億円に、修正自己資本比率は16.2%になりました。

摘要	2010年度		2011年度	
	金額	比率	金額	比率
修正自己資本				
自己資本				
会員資本	2,376	7.8	2,339	7.5
評価・換算差額等	△118	△0.4	△120	△0.4
小計	2,259	7.4	2,220	7.1
異常危険準備金	2,514	8.3	2,623	8.4
価格変動準備金	199	0.7	219	0.7
合計	4,972	16.3	5,062	16.2
総資産額	30,470	-	31,164	-

(注) 会員資本は、組合員に還元する利用高割戻金額等を控除しています。

基礎利益1,177億円

(単位：億円)

東日本大震災の発生により共済金が増加した前年度と比較して危険差益が268億円回復し、1,210億円となりました。利差損益についても9億円回復したものの、災害対応の調査費用等が増加したこと等から費差損益は4億円減少しました。この結果、基礎利益は前年度比で273億円増加して1,177億円となりました。

摘要	2010年度	2011年度
基礎利益	904	1,177
(うち費差損益)	(54)	(50)
(うち利差損益)	(△ 92)	(△ 83)
(うち危険差損益)	(942)	(1,210)

(注) 基礎利益は、経常剰余から有価証券売却損益等の「キャピタル損益」と異常危険準備金繰入額等の「臨時損益」を控除した額です。

支払余力比率1,196.4%

(単位：億円、%)

責任準備金や価格変動準備金の積み増しを継続的に実施していることから支払余力総額が増加しました。一方、リスクの合計額は、保有契約の増加による上昇があるものの、予定利率リスク、資産運用リスクを抑制していることから、増加は一定程度に抑えられました。この結果、支払余力比率は前年度と比較して86.7ポイント増加し、1,196.4%となりました。

摘要	2010年度	2011年度
支払余力総額 (A)	6,749	7,387
リスクの合計額 (B)	1,216	1,235
支払余力比率 (A) ÷ {(B) × (1/2)} × 100	1,109.7	1,196.4

(注) 生命共済事業と損害共済事業の両方を実施しているため、生命保険会社または損害保険会社のソルベンシー・マージン比率と単純に比較できません。

実質純資産額8,611億円、

(単位：億円、%)

実質純資産比率27.6%

実質純資産額は8,611億円となりました。追加責任準備金など(資本性を有する負債)の増加により、実質純資産は1,402億円増加し、資産超過で良好な状態にあります。

摘要	2010年度	2011年度
実質純資産額	7,208	8,611
実質純資産比率	23.7	27.6

(注) 実質純資産額とは、異常危険準備金等を含んだ広義の「自己資本」に「含み損益」を加算した額です。言い換えると、時価ベースの総資産額から負債(異常危険準備金等の資本性を有する負債を除く)を引いた額です。

5. 全労済の全国ネットワーク▶▶▶

全労済は全国に県本部、支所等の相談窓口を用意しています。また、フリーダイヤルを開設し、資料請求・各種手続きに関する問い合わせの受け付け、病気やけが、住宅災害時や自動車事故時の連絡受け付け、苦情・相談に関する受け付けを行っています。

本リーフレットについてご不明な点などがある場合は所属の組合または都道府県支部までお問い合わせください。

